

第三条を次のように改める。

### 第三条 削除

第五条中「退職共済年金及び」を削る。

第十四条第一項並びに第二項第一号及び第二号中「給与」を「報酬」に改める。

第十七条第二項ただし書中「で第二十条第二項に規定する長期給付に相当する給付を行うもの」を削り、「厚生年金保険の被保険者」の下に「(加入者及び他の法律に基づく共済組合の組合員たる被保険者を除く。)」を加える。

第二十条第二項を削り、同条第三項中「第一項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十一条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「給与」を「報酬」に改める。

第二十二条の見出しを「(標準報酬月額)」に改め、同条第一項の表以外の部分中「標準給与の等級及び月額」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「区分」を「等級区分(次項の規定により標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)」に、「標準給与の日額」

を「標準報酬日額」に改め、同項の表中「標準給与の等級」を「標準報酬月額の等級」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に、

円
六〇五、〇〇〇円以上

を

第三十級	六二〇、〇〇〇円
第三十一級	六五〇、〇〇〇円
第三十二級	六八〇、〇〇〇円
第三十三級	七一〇、〇〇〇円
第三十四級	七五〇、〇〇〇円
第三十五級	七九〇、〇〇〇円
第三十六級	八三〇、〇〇〇円
第三十七級	八八〇、〇〇〇円
第三十八級	九三〇、〇〇〇円
第三十九級	九八〇、〇〇〇円
第四十級	一、〇三〇、〇〇〇円

第四十一級	一、〇九〇、〇〇〇円
第四十二級	一、一五〇、〇〇〇円
第四十三級	一、二一〇、〇〇〇円

に改め、同条第十一項中「給与月額」を「報

六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満
六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満
六九五、〇〇〇円以上	七三〇、〇〇〇円未満
七三〇、〇〇〇円以上	七七〇、〇〇〇円未満
七七〇、〇〇〇円以上	八一〇、〇〇〇円未満
八一〇、〇〇〇円以上	八五五、〇〇〇円未満
八五五、〇〇〇円以上	九〇五、〇〇〇円未満
九〇五、〇〇〇円以上	九五五、〇〇〇円未満
九五五、〇〇〇円以上	一、〇〇五、〇〇〇円未満

一、〇〇五、〇〇〇円以上	一、〇五五、〇〇〇円未満
一、〇五五、〇〇〇円以上	一、一一五、〇〇〇円未満
一、一一五、〇〇〇円以上	一、一七五、〇〇〇円未満
一、一七五、〇〇〇円以上	

「酬月額」に、「第二項、第五項」を「第三項、第六項」に、「第九項」を「第十項」に、「第七項」を「第八項」に、「給与を」を「報酬を」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「給与の」を「報酬の」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「給与の支払」を「報酬の支払」に、「給与の総額」を「報酬の総額」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に、「給与月額」を「報酬月額」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「標準給与」を「標準報酬月額」に、「給与に」を「報酬に」に、「給与の」を「報酬の」に、「給与月額」を「報酬月額」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中

「第二項」を「第三項」に、「第七項又は第九項及び第十項」を「第八項又は第十項及び第十一項」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「給与の」を「報酬の」に、「給与月額」を「報酬月額」に、「標準給与」を「標準報酬月額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による標準報酬月額の等級区分については、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十八号）第五十二条の二第二項の規定による標準報酬の区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより前項の規定による標準報酬月額の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬月額の等級のうちの最高等級の標準報酬月額は、同条第一項及び第二項の規定による標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額を超えてはならない。

第二十三条の見出しを「（標準賞与額の決定）」に改め、同条第一項中「標準賞与の額を」を「標準賞与額を」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、当該加入者が受けた賞与によりその年度における標準賞与額の累計額が五百四十万円（前条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が五百四十万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

第二十三条第二項中「前条第十一項」を「前条第十二項」に、「標準賞与の額」を「標準賞与額」に改める。

第二十四条第一項中「第二十条第一項及び第三項」を「第二十条」に改め、「及び平均標準給与額（次条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第七十二条の二に規定する平均標準給与額をいう。）」を削り、同条第二項中「標準給与の日額」を「標準報酬日額」に改め、同条第三項を削る。

第二十五条の表以外の部分中「及び長期給付」を削り、「第四十二条、第四十二条の二」を「及び第三項」に、「第五十条から第五十二条まで」を「第五十一条から第五十二条の三まで、第五十三条の六」に、「及び第九十六条」を「並びに第九十四条」に、「附則第十二条の二の二から第十二条の八の四ま

で、附則第十二条の十、附則第十二条の十の二、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二第一項（第二号を除く。）及び第二項から第四項まで、附則第十二条の十三、附則第十三条の九から第十三条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二」を「並びに別表第一」に改め、「第七十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）」を削り、「附則第十二条第一項」を「並びに附則第十二条第一項」に改め、「附則第十二条の四の三第四項並びに附則第十二条の六第二項及び第三項」を削り、「標準報酬」とあるのは「標準給与」を「標準報酬の月額」であるのは「標準報酬月額」と、「標準報酬の日額」とあるのは「標準給与」を「標準報酬の月額」とあるのは「標準報酬日額」に改め、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬額」とあるのは「従前標準給与額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」と」を削り、同条の表第四十一条第一項の項中「（長期給付につては、連合会。次項、第四十七条第一

項、第四十八条、第九十五条、第一百六条、第一百十四条及び第一百十八条において同じ。)」を削り、同表第  
四十七条第二項の項を削り、同表第五十二条の二の項中「第五十二条の二」を「第五十二条の四」に、  
「前二条」を「第五十二条及び第五十二条」に、「第二十条第一項及び第三項」を「第二十条」に、「第  
四十二条第一項」を「第五十二条の二第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十三条の三	第五十五条第一項第三号に掲げる保険 二項	学校法人等（私立学校教職員共済法第 十四条第一項に規定する学校法人等を いう。以下この項において同じ。）が 虚偽の報告若しくは証明をし、又は第 五十五条第一項第三号に掲げる保険医 療機関	又は健康保険法	その保険医又は主治の医師
	医療機関		若しくは健康保険法	その学校法人等、保険医又は主治の医 師

第二十五条の表第五十五条第一項第二号の項中「地方の組合」を「地方公務員等共済組合法第三条第一項に規定する地方公務員共済組合（以下「地方の組合」という。）」に、「私学共済制度の加入者」を「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）」に改め、同表第五十五条第二項の項を次のように改める。

第五十五条第二項	運営規則	
第六十九条		共済運営規則（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十五条第二項に規定する共済運営規則をいう。次項及び第六十八条において同じ。）
	、休業手当金、育児休業手当金（第六十八条の二第一項ただし書の規定によ	第二十五条の表第六十六条第六項の項を削り、同表第六十九条の項を次のように改める。

り支給されるものを除く。）又は介護

#### 休業手当金

第二十五条の表第七十三条の二第一項の項から第九十七条第一項の項までを削り、同表附則第十二条第五項の項中「の標準報酬」の下に「の月額」を加え、「の標準給与」を「の標準報酬月額」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に改め、「標準期末手当等」の下に「の額」を加え、「標準賞与」を「標準賞与額」に改め、同表附則第十三条の十第六項の項を削る。

第二十五条の一の前の見出し並びに同条及び第二十五条の三を削る。

第六章の章名中「掛金」を「掛金等」に改める。

第二十七条の見出しを「（掛金等）」に改め、同条第一項中「掛金」の下に「及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「掛金は」を「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）は」に改め、同条第三項中「標準給与の月額及び標準賞与の額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に改める。

第二十八条第一項及び第三項中「掛金」を「掛金等」に改める。

第二十九条の見出しを「（掛金等の納付義務及び報酬からの控除等）」に改め、同条第一項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第二項中「給与を」を「報酬を」に、「給与から」を「報酬から」に、「給与に」を「報酬に」に、「標準給与の月額」を「標準報酬月額及び厚生年金保険法による標準報酬月額」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第三項中「標準賞与の額」を「標準賞与額及び厚生年金保険法による標準賞与額」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同条第四項中「給与」を「報酬」に改める。

第二十九条の二（見出しを含む。）中「掛金」を「掛金等」に改める。

第三十条第一項中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第三項中「掛金額」を「掛金等の額」に、「掛金完納」を「掛金等の完納」に改め、同条第四項中「掛金額」を「掛金等の額」に、「掛金は」を「掛金等は」に改め、同条第五項中「掛金額」を「掛金等の額」に改め、同条第六項中「掛金」を「掛金等」に改める。

第三十一条第一項中「掛金」を「掛金等」に改める。

第三十六条第一項中「給付」を「短期給付」に、「掛金」を「厚生年金保険法第九十条第二項（第一号

及び第一号を除く。）に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等」に改め、「この法律」の下に「及び厚生年金保険法」を加え、同条第二項中「決定」の下に「処分」を加え、「診査又は処分」を「又は診査」に改める。

第三十八条中「係る組合」の下に「（審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、連合会）」を加える。

第三十八条の二及び第三十九条を削る。

第三十八条の二の見出しを削り、同条を第三十九条とする。

第四十条を次のように改める。

#### 第四十条 削除

第四十七条第一項中「給与等」を「報酬等」に改め、同条第二項中「法律」の下に「若しくは厚生年金保険法」を加える。

第四十七条の一及び第四十七条の二を削る。

第四十七条の四中「（事業団法第二十三条第一項第六号及び第八号並びに同条第三項第一号及び第二号

の業務に限る。」を削り、「漏らし」の下に「又は盜用し」を加え、同条を第四十七条の二とする。

第五十二条中「第四十七条の四」を「第四十七条の二」に改め、「漏らし」の下に「又は盜用し」を加える。

附則第二十一項を次のように改める。

21 前項の規定により厚生年金保険のみの被保険者となつた者が勤務する私立学校の教職員等は、厚生年金保険法の規定の適用については、この法律による加入者でない者とみなす。

附則中第二十五項から第三十項までを削り、第三十一項を第二十五項とし、第三十二項を第二十六項とし、第三十三項を第二十七項とする。

附則第三十四項中「附則第三十三項」を「附則第二十七項」に改め、同項を附則第二十八項とする。

附則第三十五項を附則第二十九項とする。

第六条 私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号中「者」の下に「又は臨時に使用される者であつて、政令で定めるもの」を加え、同項第三号を削り、同項第四号中「前二号」を「前二号」に、「常時勤務に服しない者」を「一週間

の所定労働時間その他の事情を勘案して政令で定める者」に改め、同号を同項第三号とする。

第二十二条第三項中「十七日」の下に「（文部科学省令で定める者にあつては、十一日。以下この条において同じ。）」を加える。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第七条　日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第七号を次のように改める。

七　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条に規定する保険給付を行うこと。

第二十三条第二項中「による納付金」の下に「厚生年金保険法の規定による拠出金」を、「の納付」の下に「並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れ」を加え、同条第三項第一号中「第二十条第三項」を「第二十条第二項」に改める。

第三十三条第一項第三号中「及び」を「並びに」に改め、「規定する」の下に「厚生年金保険法の規定による拠出金及び」を、「納付」の下に「並びに厚生年金保険法の規定による交付金の受入れ」を加える。  
附則第十四条を次のように改める。

## 第十四条 削除

### (健康保険法の一部改正)

第八条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者に該当し、かつ、イから二までのいずれかの要件に該当するもの

イ 一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。

ロ 当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。

ハ 報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定の例により算定した額が九万八千円未満であること。

二 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三  
条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。

第三条第七項第一号中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改める。

第四十一条第一項中「十七日」の下に「（厚生労働省令で定める者にあつては、十一日。第四十三条第  
一項及び第四十三条の二第一項において同じ。）」を加える。

第一百五十四条第一項、第一百七十九条及び第二百四条第一項第一号中「第三条第一項第八号」を「第三条  
第一項第九号」に改める。

（確定給付企業年金法の一部改正）

第九条 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第七十八条第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第三十六条第二項第二号中「六十歳」を「前号の規約で定める年齢」に改める。

第七十八条第三項中「場合」の下に「（実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事  
業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合その他実施事業所の減少に相当

するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合を含む。」を加える。

(確定拠出年金法の一部改正)

第十条 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 第二十六条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定により運用の方法を除外する場合にあつては、当該除外に係る手続に関する事項

第二十条中「有無」の下に「厚生年金保険法第百三十二条第三項に規定する相当する水準」を加える。

第二十二条に次の一項を加える。

2 事業主は、前項の措置を講ずるに当たつては、継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第二十五条第一項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。

第二十六条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 企業型年金規約で定めるところに従つて、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意が得られたとき。

二 当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたとき。

三 その他厚生労働省令で定める場合

第十一条 確定拠出年金法の一部を次のように改正する。

目次中「第七十三条」を「第七十三条・第七十三条の二」に改める。

第三条第一項中「使用される被用者年金被保険者等」の下に「（企業型年金に係る規約において第三項第六号の二に掲げる事項を定める場合にあつては、六十歳に達した日の前日において被用者年金被保険者等であつた者で六十歳に達した日以後引き続き前条第六項各号に掲げる者であるもののうち政令で定める者を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条第三項第六号中「被用者年金被保険者等」の下に「（次号に掲げる事項を定める場合にあつては、第九条第一項ただし書の規定により企業型年金加入者となる者を含む。同項を除き、以下同じ。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

六の二 六十歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定める場合にあつては、当該年齢に関する事項

第四条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 六十歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めた場合にあつては、当該年齢は、六十五歳以下の年齢であること。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、企業型年金規約で六十歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、六十歳に達した日の前日において被用者年金被保険者等であつた者で六十歳に達した日以後引き続き第二条第六項各号に掲げる者であるもののうち六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であつた者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とする。

第十二条第六号中「六十歳」の下に「（企業型年金規約において六十歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢）」を加える。

第十五条第一項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 企業型年金規約において六十歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められている企業型年金の六十歳以上の企業型年金加入者であつて、第十一条第二号に該当するに至つたことにより企業型年金加入者の資格を喪失したもの（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）

第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項中「使用された期間」の下に「（当該企業型年金加入者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）」を加える。

第五十五条第二項第六号中「給付」の下に「（第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者（当該移換された日以後に企業型年金加入者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者の資格を取得した者を除く。第七十三条の二において「連合会移換者」という。）に係る給付を含む。次条第一項第四号において同じ。）」を加える。

第三章第五節中第七十三条の次に次の一条を加える。

第七十三条の二 連合会移換者については、個人型年金加入者であつた者とみなして、前条（個人型年金の給付に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条中「同章第五節の規定」とあるのは、「同章第五節の規定（第三十三条の規定及び障害給付金に係る規定を除く。）」とする。

附則第三条第一項中「該当する者」の下に「又は継続個人型年金運用指図者（企業型年金加入者の資格を喪失した後、企業型年金運用指図者又は個人型年金加入者の資格を取得することなく第六十四条第二項の申出をし（第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された後に当該申出をした場合を含む。）、かつ、継続して個人型年金運用指図者である者（当該申出をしたときから継続して第六十二条第一項各号に掲げる者に該当している者に限る。）であつて、当該申出をした日から起算して二年を経過したもの）をいう。第六号において同じ。」であつて、第四号から第七号までのいづれにも該当するもの」を加え、同項第六号中「喪失した日」の下に「（継続個人型年金運用指図者にあつては、継続個人型年金運用指図者となつた日）」を加える。

#### 附 則

（施行期日）